

山口県警察ハラスメント防止対策要綱（例規通達）

改正 平成27年2月警務第65号、29年3月第195号ほか、令和元年6月第519号、4年5月第345号、8年3月警監第70豪

ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切かつ迅速に対応するための措置に関し、必要な事項を定め、もって職員の勤務能率の向上に資する勤務環境を確保するため、別添のとおり山口県警察ハラスメント防止対策要綱を制定し、平成24年12月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

山口県警察ハラスメント防止対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切かつ迅速に対応するための措置に関し、必要な事項を定め、もって山口県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務能率の向上に資する勤務環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

(2) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

(3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職員に対し、職場及び職場外において次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害される行為をいう。

イ 妊娠し、又は出産したこと。

ロ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

ハ 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関すること。

ニ 不妊治療に関すること。

(4) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他これらに類するものをいう。

(5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件について不利益を受けることをいう。

(6) 苦情相談 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談をいう。

(不利益な取扱いの禁止)

第3条 職員は、ハラスメントに対する拒否、苦情相談、苦情相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をしたことにより、いかなる不利益な取扱いも受けない。

(職員の責務)

第4条 職員は、ハラスメントをしてはならない。

2 職員は、ハラスメントのない良好な勤務環境を実現するため、ハラスメントに関する認識を深めるとともに、他の職員に対する言動に必要な注意を払わなければならない。

3 職員は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合において、事実関係の調査（第11条に規定する事実関係の調査をいう。）が行われるときは、これに協力しなければならない。

4 職員は、ハラスメントについて必要な報告を求められたときは、これに応じなければならない。

（所属長の責務）

第5条 所属長は、所属職員に対して、ハラスメントに関する指導教養を行わなければならない。

2 所属長は、所属職員から苦情相談があったとき及びハラスメントに起因する問題が生じたときは、適切かつ迅速に対処しなければならない。

（ハラスメント対策総括責任者）

第6条 警察本部にハラスメント対策総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括責任者は、ハラスメントの防止対策及び調査に関する事務を総括する。

（ハラスメント防止対策責任者）

第7条 警察本部にハラスメント防止対策責任者（以下「防止対策責任者」という。）を置き、警務部首席監察官をもって充てる。

2 防止対策責任者は、ハラスメントの防止対策に関する事務を処理する。

（ハラスメント相談員）

第8条 職員からの苦情相談に対応するために、警務部監察官室に本部ハラスメント相談員を、各所属に所属ハラスメント相談員を置く。

2 本部ハラスメント相談員は警務部監察官室長が、所属ハラスメント相談員は所属長がそれぞれ指定する者をもって充てる。

（外部の相談員）

第9条 警察本部長は、職員からの苦情相談に対応するため、公平で中立な立場で適切に職務を遂行することができる外部の相談員を委嘱するものとする。

（相談員の任務）

第10条 本部ハラスメント相談員、所属ハラスメント相談員及び外部の相談員（以下「相談員」という。）は、苦情相談を行った職員に対して、適切な助言を行うものとする。

2 相談員は、苦情相談を受理した場合は、速やかにハラスメント苦情相談受理票（別記様式）により、防止対策責任者（所属ハラスメント相談員が自所属の職員から苦情相談を受理した場合にあっては、当該所属長を經由して防止対策責任者）に報告するものとする。

- 3 相談員は、苦情相談の対応に当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、正当な理由なく、苦情相談に関して知り得た内容を漏らしてはならない。

(事実関係の調査)

- 第11条 防止対策責任者は、苦情相談の受理に関する報告を受けたときその他ハラスメント事案を認知したときは、速やかに事実関係の調査を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(ハラスメント相談窓口)

- 第12条 前条に規定する相談員のほか、苦情相談を受け付けるため、警務部監察官室にハラスメント相談窓口（以下「窓口」という。）を置く。

(苦情相談)

- 第13条 職員は、ハラスメントに関する問題について、相談員にあっては口頭、文書その他適切な方法により、前条に規定する窓口にあっては電子メールにより、苦情相談を行うことができる。

- 2 相談員に苦情相談を行う場合には、職員は、相談員を選択することができるものとする。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、ハラスメントの防止対策について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。
(山口県警察セクシュアル・ハラスメント防止対策要綱の廃止)
- 2 山口県警察セクシュアル・ハラスメント防止対策要綱（平成11年3月24日付け山口警務第438号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第6の2の規定により指定を受けている本部セクシュアル・ハラスメント相談員及び所属セクシュアル・ハラスメント相談員は、それぞれ第8条第2項の規定により指定を受けた本部ハラスメント相談員及び所属ハラスメント相談員とみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱第6の4の規定により委嘱を受けている外部の相談員は、第9条の規定により委嘱を受けたものとみなす。

附 則 (平成27年2月4日警務第65号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月13日警務第195号ほか)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日山口警務第519号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係例規通達の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月13日山口警務第345号ほか)

この要綱は、令和４年５月１３日から施行する。

附 則 （令和８年３月２日山口警監第７０号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別記様式（第 10 条関係）

ハラスメント苦情相談受理票		受 理 者	所 属	
			分 掌	
			階級又は職名	
			氏 名	
受理年月日時	年 月 日	時 分		
受 理 方 法	☐ 面接 ☐ 電話 ☐ メール ☐ その他（ ）			
苦 情 相 談 者	所 属			
	分 掌			
	階級又は職名			
	氏 名	男 ・ 女		
相 手 方	所 属			
	分 掌			
	階級又は職名			
	氏 名	男 ・ 女		
	苦情相談者との関係			
苦情相談内容				
問題解決に 関 しての要望等				
受理時の措置				
その他参考事項				

注 「受理方法」欄は、該当する□にレ印を付すこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。